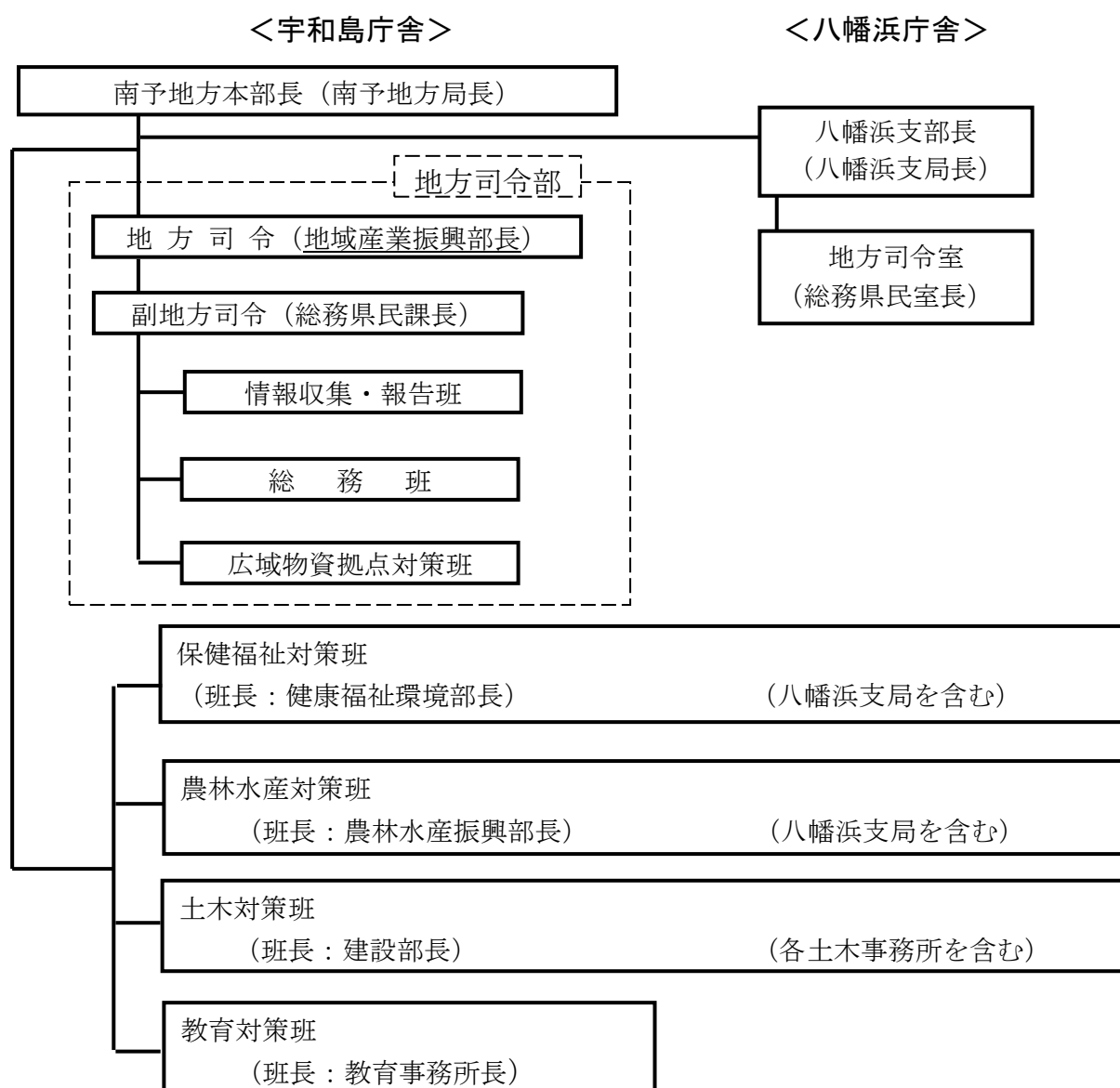


第4部 業務継続のための執行体制の確保

4.1 災害対策本部南予地方本部の設置

地方局は、南海トラフ巨大地震等の大規模災害が発生した場合は、災害対策を総合的かつ迅速に行うため、災害対策基本法、県災害対策本部条例及び県災害対策本部要綱に定めるところにより、直ちに、知事を本部長とした「県災害対策本部」が設置され、南予地方局においても地方局長を南予地方本部長とする「県災害対策本部南予地方本部」（以下「南予地方本部」という。）を設置し、県の組織を挙げて災害応急対策を実施する。

南予地方本部の体制は次のとおり。



＜南予地方本部＞

発災後2時間以内に「南予地方本部会議」を開催する。その後、必要に応じて「南予地方本部会議」を開催し、応急対策に関して協議する。

南予地方本部長の指示
あるいは、八幡浜支部長が必要と認めた場合

＜八幡浜支部＞

南予地方本部長の指示があった場合又は支部長が必要と認めた場合は、発災後2時間以内に「八幡浜支部会議」を開催し、応急対策に関して協議する。

4.1.1 南予地方本部の設置場所

南予地方本部は宇和島庁舎に設置し、八幡浜支部は八幡浜庁舎に設置する。

4.1.2 南予地方本部の活動スペース

（1）地方司令部及び支部の活動スペース

地方司令部のスペースは宇和島庁舎7階大会議室とするが、地震津波時の初動期は、大会議室に津波避難者等を受け入れることから、停電時にも通信手段が確保できる4階総務県民課及び地域政策課執務室で活動し、スペース不足が生じた場合は、税務課執務室を使用する。その後、エレベータの復旧や津波避難者の退去など体制が整った後は、7階大会議室とする。

同様に、地方本部会議のスペースも7階大会議室とするが、地震津波時の初動期は、地方司令部の活動スペース内で少人数体制により開催することとし、その後は、地方司令部の移動に併せる。

八幡浜支部については、八幡浜庁舎4階災害対策室を使用する。

（2）各対策班の活動スペース

各対策班については、原則、庁舎の各執務室において所掌する非常時優先業務を実施することとなるが、災害情報等の一元化を図るため、南予地方本部が設置される4階総務県民課等の執務室又は7階大会議室に各対策班の連絡員を置き、情報共有を図る。

（3）他機関・他部局からの応援部隊等の活動スペース

応援部隊との情報共有を図るため、地方司令部の活動スペースに近い会議室等を提供する。

宇和島庁舎7階大会議室で地方司令部が活動する場合、津波警報等の解除により津波浸水のおそれなくなり、津波避難者退去後の会議室等（7階予備室や講師控室等）を使用する。

八幡浜庁舎では、7階中会議室を使用する。

＜参考＞ 国等による主な支援チーム

関係機関	支援チーム名
自衛隊	災害派遣部隊
消防庁	緊急消防援助隊
警察庁	警察災害派遣隊
総務省ほか	総括支援チーム（GADM）
厚生労働省	災害派遣医療チーム（DMAT）
国土交通省	緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）

※内閣府（防災）作成の「市町村のための人的応援の受入れに関する受援計画作成の手引き（R3.6）」より引用

4.1.3 南予地方本部会議及び八幡浜支部会議の開催

南予地方局並びに八幡浜支局は、南海トラフ巨大地震等が発生した場合は、直ちに災害対策南予地方本部並びに八幡浜支部を設置し、当面の応急対策活動等について協議するため、発災後2時間以内に南予地方本部会議並びに八幡浜支部会議を開催する。

＜南予地方本部会議の構成員＞

地方本部長		南予地方局長
地方司令部	地方司令	地域産業振興部長
	副地方司令	総務県民課長
	情報収集・報告班長／副班長	防災対策室長／地域政策課主幹
	総務班長／副班長	地域政策課長／総務県民課長補佐
	広域物資拠点対策班長／副班長	税務課長／税務課主幹
対策班	健康福祉対策班長／副班長	健康福祉環境部長／保健統括監、企画課長
	農林水産振興対策班長／副班長	農林水産振興部長／農業振興課長
	土木対策班長／副班長	建設部長／管理課長
	教育対策班長／副班長	南予教育事務所長／南予教育事務所次長
八幡浜支部長		八幡浜支局長

＜八幡浜支部会議の構成員＞

支部長		八幡浜支局長
地方司令室	地方司令室長／補佐	総務県民室長／総務県民室主幹
対策班	健康福祉対策班	保健統括監
	産業経済班	地域農業育成室長
	土木対策班	建設技術監

4.1.4 宇和島庁舎及び八幡浜庁舎の代替施設の選定

（1）宇和島庁舎の代替施設の選定

宇和島庁舎が被災等により使用できない場合は、愛媛県歴史文化博物館、西予土木事務所、その他の公共施設、民間施設の順で代替施設を検討する。

(2) 八幡浜庁舎の代替施設の選定

八幡浜庁舎が被災等により使用できない場合は、愛媛県歴史文化博物館、西予土木事務所、その他の公共施設、民間施設の順で代替施設を検討する。

4.1.5 参集職員の初動対応

(1) 特定幹部職員の地方局・支局近傍への居住

特定幹部職員については、南海トラフ巨大地震等の大規模災害時に、いち早く庁舎に登庁できるよう、地方局及び支局の近傍に居住している。

(2) 緊急配備要員の対応

- ① 地方局（本局及び支局）では、「地震発生時の緊急配備要領」の規定に基づき、勤務時間外に震度4以上の地震を感知した時及び津波注意報・警報が発表された時は直ちに参集し初動の応急業務を実施するため、庁舎近傍（概ね3km以内）に居住する職員の中から各10名を緊急配備要員として指名している。
- ② 緊急配備要員は5名ずつの2班体制としているが、勤務時間外に南海トラフ巨大地震など震度6弱以上の大地震が発生した場合は、緊急配備要員全員が発災後直ちに参集し、初動の応急業務を実施する。
- ③ 宇和島庁舎は宇和島市の津波避難ビルに、また八幡浜庁舎は八幡浜市の津波避難ビルにそれぞれ指定されていることから、庁舎への津波到来が予想される場合には、緊急配備要員（総務班員が到着している場合は総務班員）は庁舎警備員と連携の上、②の業務に加え、庁舎玄関及び7階会議室等を開錠し、津波避難ビルとして周辺住民等に開放する。
- ④ 地方司令部(室)職員登庁後、緊急配備要員は業務を引き継ぎ、以降、地方司令部(室)の体制が整うまで地方司令部(室)職員の指示に従い、引き続き災害対策室で応急業務に従事する。

(緊急配備要員が実施する初動の応急業務)

- 防災通信システム機器類の起動
 - 本庁からの情報の受領
 - 市町災害対策本部設置状況の確認
 - 市町からの被害状況の収集
 - 被害状況等の本庁への報告 等
- ※（津波被害が想定される場合には）津波避難ビルとして周辺住民を受け入れるための庁舎正面・裏玄関、7階大会議室、第一・第二会議室等の開錠、避難住民の誘導

(3) 地方司令部(室)の初動対応

登庁後直ちに庁舎4階に参集し、緊急配備要員から業務を引き継ぎ、地方本部(支部)体制の確立及び災害対策室での活動準備等の応急業務に従事する。

(初動の応急業務)

- 1 庁舎（設備も含む。）の被災状況について、警備員からの聴取及び見回りを実施し、二次災害防止のため危険箇所を明示し、職員への注意喚起を促す。
- 2 職員の安否確認、支部体制の確立及び各対策班の体制の確認
- 3 本庁、本局及び支局内各対策班並びに各市町災害対策本部等との連絡体制の確立。（被災状況確認・報告及び担当窓口の確認等）
- 4 災害対策室等における活動準備
 - 災害対策室内の片付け・整理
 - パソコン・TV等機器類の起動
 - 通信手段の確保（衛星携帯電話の準備等）
 - ホワイトボードの設置
 - 地図（オーバーレイ）の準備
 - 地方本部会議（支部会議）の開催準備 など

(4) 各対策班参集職員の初動対応

登庁後直ちに平常時の執務室に参集し、所属職員の安否確認や所属の指揮命令系統の確保、災害情報の収集等の応急業務に従事する。

(初動の応急業務)

- 1 執務室、設備等の被災状況の確認及び地方司令部(室)への報告。
- 2 職員の安否確認、指揮命令系統の確立等体制の確保及び地方司令部(室)等への報告
- 3 地方司令部(室)、本庁対策部、本局対策班及び市町等関係機関との連絡体制の確立。（被災状況確認・報告及び担当窓口の確認等）
- 4 執務室の片付け及び重要業務資源の確保
- 5 災害情報の収集及び報告
- 6 揺れ・浸水被害により執務室の移転を要する場合は、その移転準備 など

(5) 管内市町災害対策本部への連絡員（災害時情報収集職員（リエゾン））の派遣

県では愛媛県災害対策本部設置要綱第12条の規定により、被害情報等を迅速かつ的確に把握し、県災害対策本部等に報告するため、地方本部長が必要と認めるときは、所属職員を市町へ派遣することとしている。

このため、大地震発災直後から円滑に情報収集等が実施できるよう、予め連絡員として派遣する職員を交替要員と合わせて指名している。

(連絡員（災害時情報収集職員（リエゾン））の活動内容)

- ・ 地方本部（支部）等から被災市町までの経路における被害情報の収集および報告
- ・ 被災市町における被害情報の収集及び報告
- ・ 被災市町からの要請事項等の伝達及び調整 等

4.2 職員の確保

4.2.1 職員の参集体制

県では、夜間や休日等の勤務時間外に大規模地震等が発生した場合の職員の動員体制の周知徹底を図るため、参集のための連絡方法等を明記した「危機発生時の職員行動基準」を全職員に配布、携帯させており、危機発生時、職員はこの基準に基づき参集し、非常時優先業務に従事することとしている。

また、職員は愛媛県防災メールに自身の安否情報・参集可否を入力し、返信する。

【職員行動基準】

- (1) 職員は、所定の場所に参加し、非常時優先業務に就く。ただし、被災により庁舎等の使用が困難な場合は、地方司令部(室)の指示に従う。
- (2) 各部の参集状況は、幹事課が部内を取りまとめ、発災1時間後、3時間後に、それ以降は3時間毎に地方司令部(室)へ報告する。
- (3) 職員や家族又は家屋の被害等により参集することが困難な場合は、自宅等で待機し、所属から連絡が常時取れるよう努める。
- (4) 次に掲げる事由により参集が困難な場合は、原則、所属への安否報告を行ったうえで、自宅待機等するものとする。
 - ① 職員又は家族等が被害を受け、治療又は入院等の必要がある場合
 - ② 職員の住宅又は職員に深く関係する人が被災した場合で、職員が当該住宅の復旧作業や生活に必要な物資調達等に従事し、又は一時的に避難している場合
 - ③ 参集途上において、救命活動等に参加する必要がある場合
 - ④ 病気休暇、特別休暇、介護休暇、育児休暇に該当し、参集することが困難な場合
 - ⑤ 公共交通機関が運休している場合で、その距離が概ね20km以上の場合
 - ⑥ その他前各号に掲げる事由に類する場合
- (5) なお、職員は地震等による自宅の被害を軽減し、確実に参集できるよう家具の固定や住宅の耐震化等に努める。

<登庁に当たっての注意事項>

①服装

作業服など動きやすい服装、運動靴、帽子、手袋

②携帯品

携帯電話(充電器含む)、身分証明書、3日分の飲料水(ペットボトル等)や食料、着替え、洗面具、タオル、携帯ラジオ、懐中電灯

③参集方法

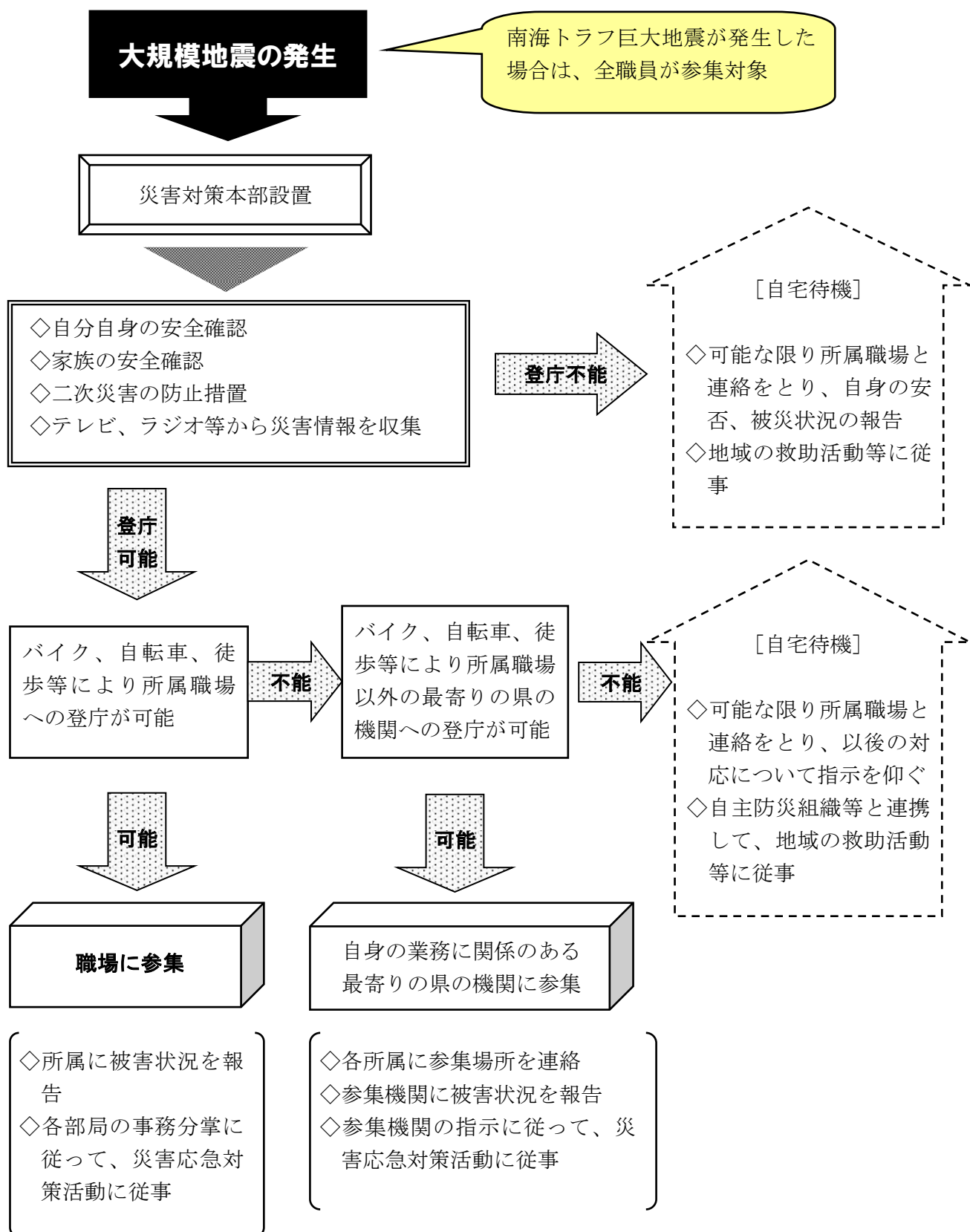
自動車は原則使用しない

※飲料水は、1日3ℓが必要とされており、3日分は9ℓ。

※食料等は、3日分を非常用持出し分として家庭に備蓄するとともに、参集時の負担にならないように勤務所の更衣室等に備蓄しておくことが望ましい。

【大規模地震発生時の職員参集フロー】

「危機発生時の職員行動基準」による、勤務時間外に南海トラフ巨大地震などの大規模災害が発生した場合の職員参集フローは下図のとおり。



4.2.2 大津波警報等が発表された場合の職員行動方針

南海トラフ巨大地震により大津波が発生した場合、浸水想定域内に所在する宇和島庁舎及び八幡浜庁舎は、職員が参集できなくなるばかりでなく、参集途中で津波と遭遇すれば危険に晒されることとなり、参集は安全確保が前提となる。しかし、このような場合でも、両庁舎は地域の災害対応の拠点としての機能を維持するため、要員確保に努めなければならない。

よって、両庁舎に参集又は勤務する職員は次により行動し、非常時優先業務に従事する。

【行動方針】

1 勤務時間外に地震が発生した場合

- (1) 職員は、庁舎の浸水被害が想定される場合には、自身の安全を確保したうえで津波到達までに参集が可能と判断した場合に限り、勤務先庁舎に登庁し、優先すべき災害応急対策に従事する。
- (2) 勤務先庁舎へ参集できない職員は、「危機発生時の職員行動基準」又は上司の指示に従って行動し、津波が沈静化するまで登庁しない。

2 勤務時間内に津波が発生した場合

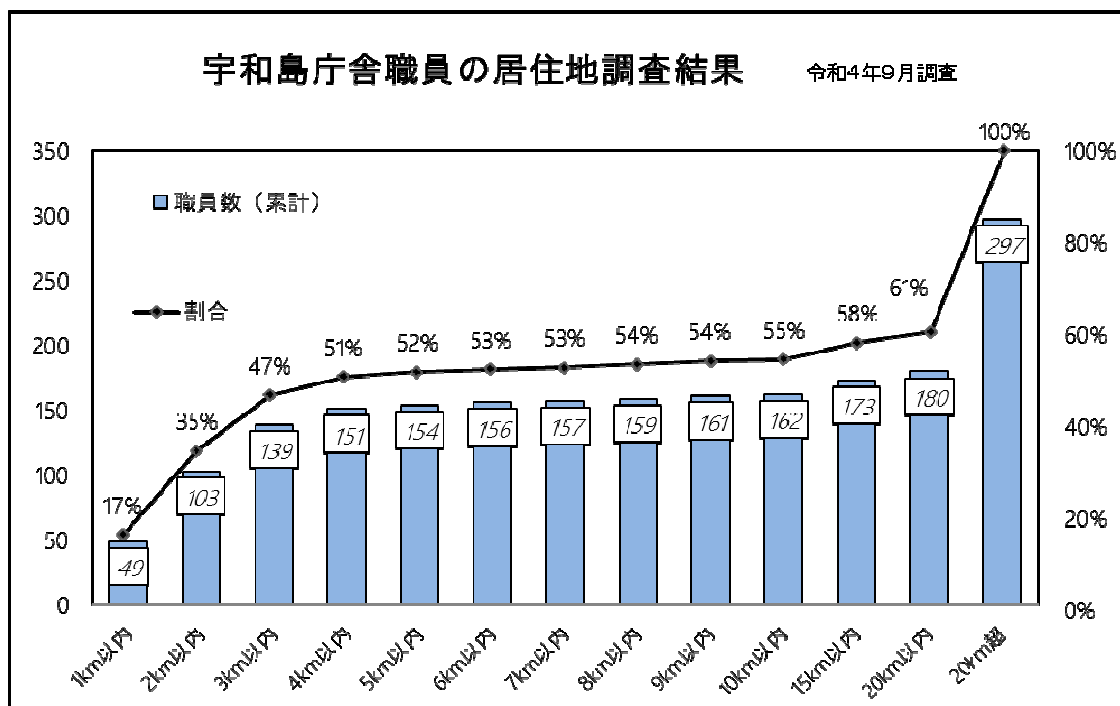
- (1) 津波が庁舎に到達すると予想される場合、在庁者は、宇和島庁舎においては2階以上へ、八幡浜庁舎においては3階以上へ一時退避する。
- (2) 原則庁舎外へ出ることを禁止。緊急の場合は上司の許可を得る。

4.2.3 職員の参集可能人数

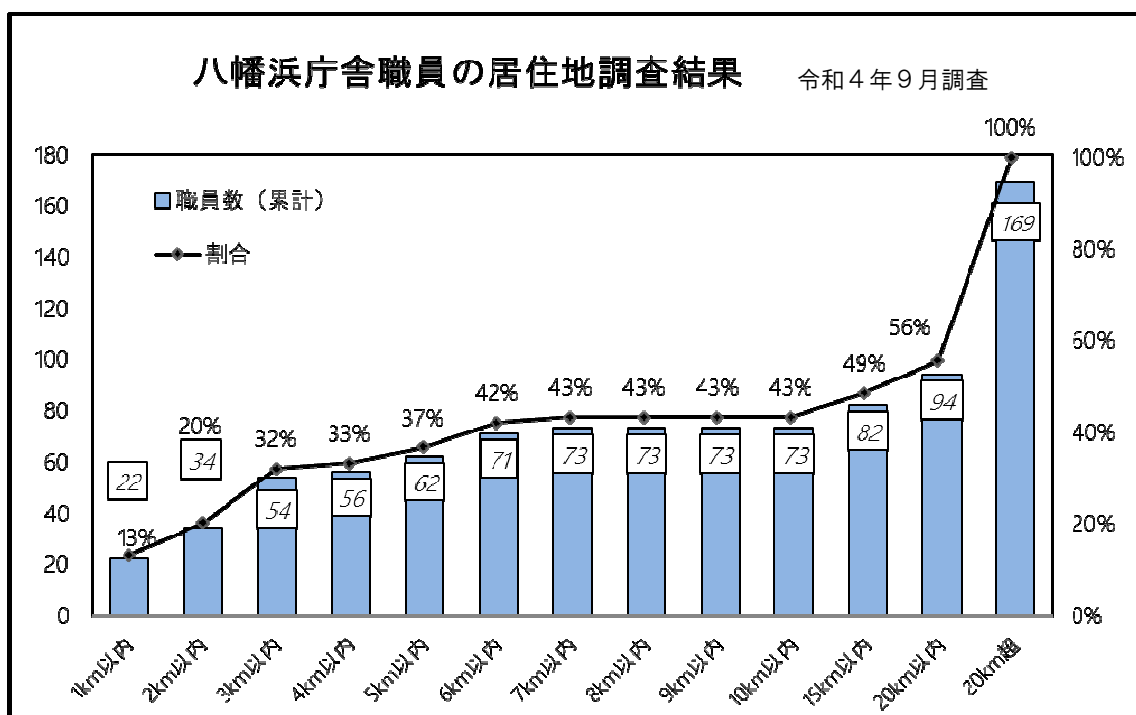
(1) 職員の居住状況（令和4年9月調査）

勤務時間外に発災した場合の職員参集可能人数を把握するため、南予地方局に勤務している職員約500人を対象に「職員の参集状況把握調査」（職員の居住地から各庁舎までの通勤距離に関する調査）を実施した。

各庁舎別の職員通勤距離状況は次のとおりである。



宇和島庁舎では、2km圏内に3割、4km圏内に5割にあたる職員が居住している。一方で、4割もの職員が20kmを超える距離から通勤している結果となった。



八幡浜庁舎では、3km圏内に3割、15km圏内に5割にあたる職員が居住している。一方で、約4割もの職員が20kmを超える距離から通勤している結果となった。

(2) 職員の参集可能人数の予測

職員の参集可能人数の予測に当たっては、上記(1)の「職員の居住状況」を踏まえるほか、職員の家屋の被害及び本人・家族の被害等による登庁不能、津波による浸水被害、道路・鉄道被害及び被災現場での救急活動などによる参集遅延等についても考慮するため、県地震被害想定調査結果等に基づき、次に掲げる条件を設定し、参集可能な職員数を時系列に予測した。

①登庁方法

発災当初は、鉄道施設も被害を受け運行不可能な状態となることや、道路についても瓦礫の除去等の作業が行われ、公共交通機関や自動車による参集は困難であると想定されるため、これらのことも考慮し参集条件を厳しく設定。

徒歩（時速3km）で参集することとして予測

②参集する庁舎の選択

20km圏外の職員は交通機関の途絶等により3日間参集不能と想定するが、津波警報等が解除後であっても、道路啓かい等の状況により在勤庁への参集が不可能な場合は、他方の庁舎（宇和島庁舎に勤務する職員は八幡浜庁舎、八幡浜庁舎に勤務する職員は宇和島庁舎）や最寄りの庁舎へ参集することとする。

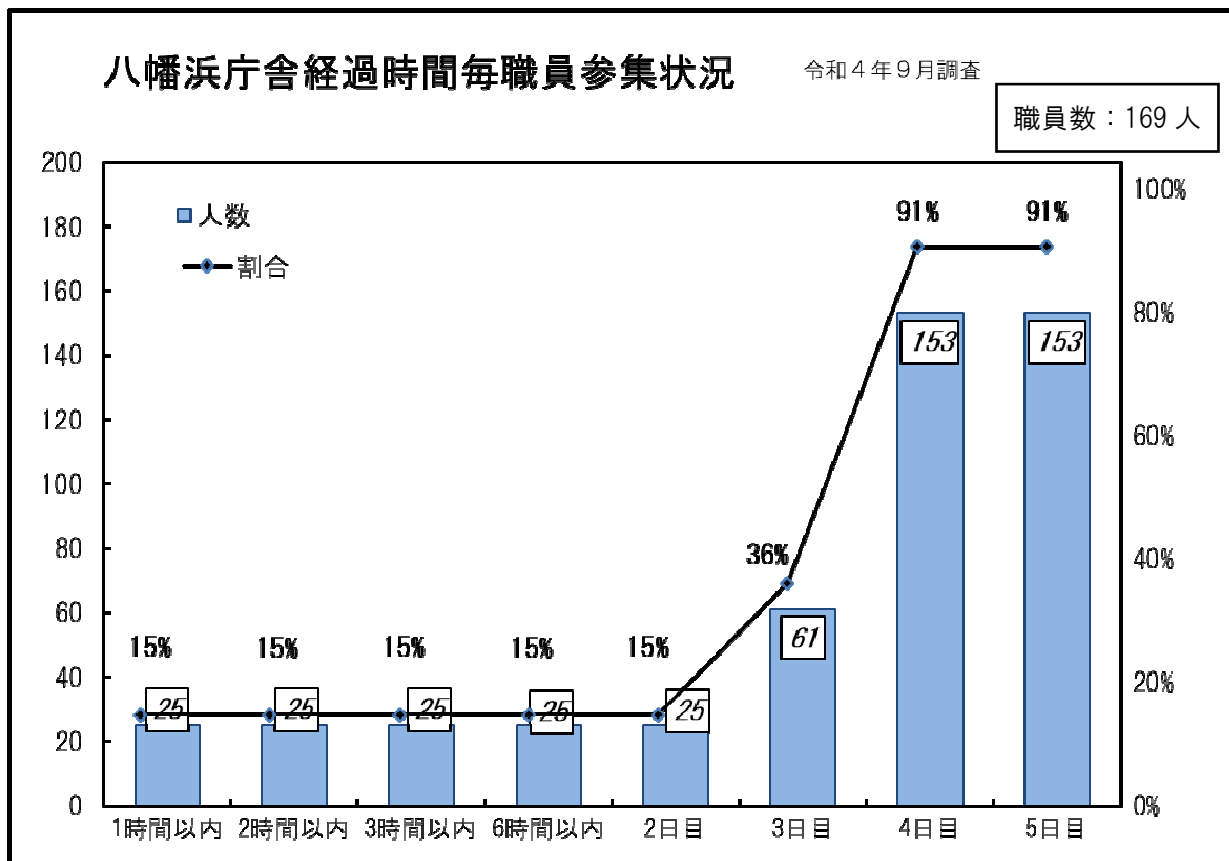
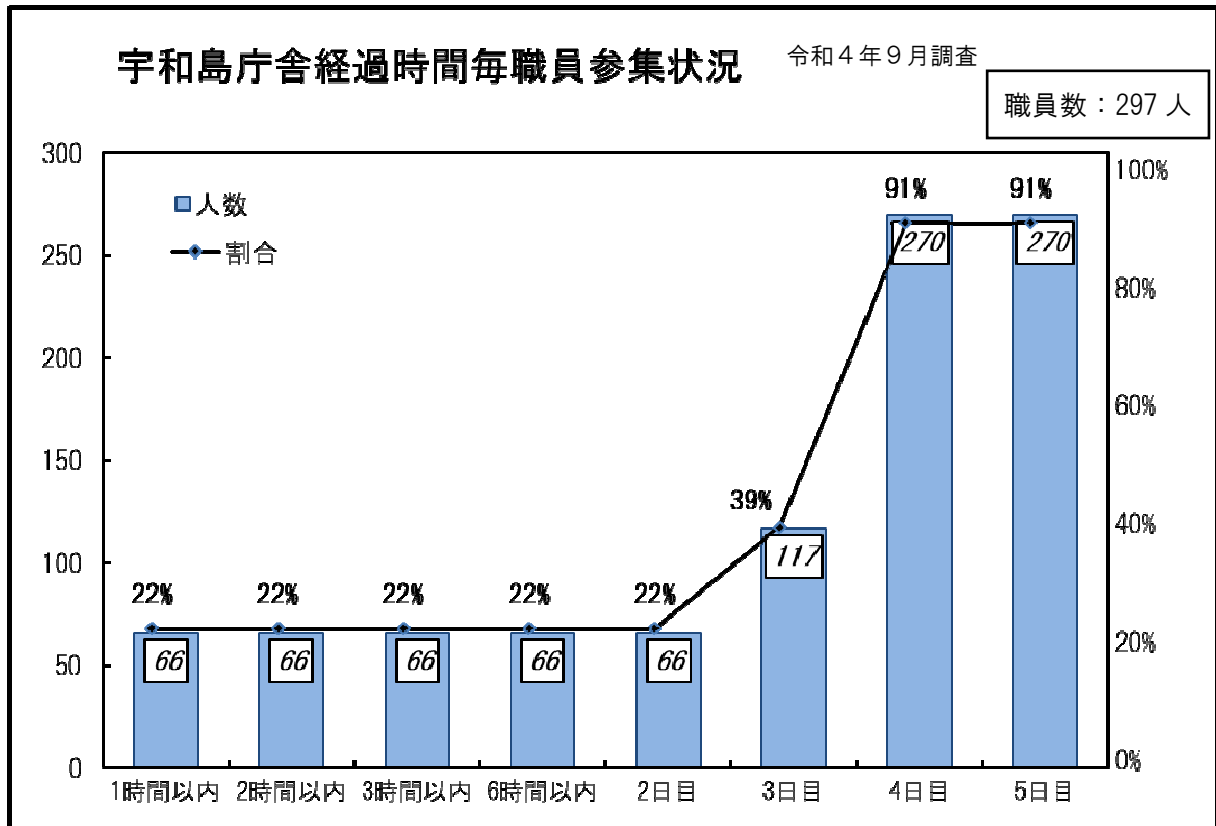
南予地方局及び八幡浜支局では、松山からの通勤者が多く、これらの職員については、県庁本庁舎を参集場所とする。

③宇和島庁舎及び八幡浜庁舎へ参集する職員の津波対応

津波浸水想定域内に所在する宇和島庁舎及び八幡浜庁舎に勤務する職員については、浸水被害が想定される場合には、自身の安全を確保したうえで津波到達までに参集が可能と判断した場合に限り、勤務先庁舎に登庁し、それ以外の職員については、津波が引いてから登庁することとしているが、参集可能な職員数を算出するに当たり、庁舎への津波到達を考慮し、発災直後は1時間内に参集が可能な職員のみを対象とし、それ以外の職員（最寄りの庁舎へ一旦参集した職員も含む。）は、2日後からの参集開始とする。

④経過時間毎職員参集人数及び参集率

宇和島及び八幡浜庁舎の発災から経過時間毎に職員参集人数を予測した結果は次のとおりである。



4.2.4 職員の応援体制

職員の登庁不能又は遅延等の理由により、業務に従事する職員が不足する場合においても、非常時優先業務の執行に支障をきたすことのないように、最低限の職員数を確保しなければならない。

このため、職員数が不足すると想定される職場については、次の「職員配置調整方針」に基づき、全庁的に職員の配置調整を行い、非常時優先業務を執行していく。

また、専門的な知識を要する業務で職員が不足すると想定される場合は、事前に、部内又は部局間における応援体制を整備しておくとともに、OB職員等の活用も検討しておく。

【職員配置調整方針】

- 1 職員不足により非常時優先業務の遂行が困難な場合の職員の配置調整については、南予地方局全体で行う。
- 2 まず、部所内で調整したうえで、なお、応援が必要な場合は、南予地方司令部総務班及び八幡浜地方司令室が必要な配置調整を行う。
- 3 八幡浜地方司令室は職員の配置調整を行う場合は、南予地方司令部総務班に報告し承認を得る。なお、緊急の場合は、事後報告とする。
- 4 応援を要請する部所は、応援者の従事業務・職種、人数、期間等配置調整に必要な事項を整理のうえ、応援要請を行うものとする。
- 5 南予地方局全体での配置調整を行ったうえで、なお、応援が必要な場合は、県災害対策本部（人事班）に要請する。

なお、居住地から宇和島、八幡浜庁舎までの距離が遠く、公共交通機関の途絶等により長期にわたって参集が困難と想定される職員は、居住地から最寄りの庁舎へ登庁し、所属長に報告を行ったうえで、自身が所属する部局の非常時優先業務に従事する。

このため、所属長は、事前に所属職員が庁舎へ登庁できない場合の代替登庁先として登庁する庁舎を調査し、または、他部局から所属庁舎へ登庁可能な職員の情報を交換するなどして、非常時優先業務が適確に遂行できる人数を確保することに努める。

4.2.5 職員の勤務体制

長期間に及ぶ非常時優先業務の適確な遂行や、帰宅困難や職員不足のための過度の勤務等による、職員の身体的、精神的な疲労を軽減させるため、交替勤務体制や休息場所の確保などの検討を行う。

【勤務体制方針】

- ① 所属長は、長時間勤務に対する職員の健康面に配慮するため、交替勤務体制を整備する。ただし、職員の不足等により、交替勤務体制整備が困難な場合は、部局単位で交替勤務体制を整備する。
- ② 所属長は、職員が帰宅しない日が3日間を超えて勤務することのないように留意しなければならない。
- ③ 庁舎管理課は、帰宅困難職員、または長時間勤務職員が休憩・休息・仮眠できるスペースを庁舎内に確保するよう努める。

4.2.6 職員のメンタルヘルスケア

災害応急対応に従事する職員には、責務や長期間の業務従事などから大きな心理的負担が生じることから、メンタルヘルスへの影響が懸念される。このため、災害時のこころの回復の時間的経過に応じた情報提供を行うとともに、疲労のコントロールのための休暇取得の促進、管理職によるラインケア等を実施し、職員のメンタルヘルスに係る問題等の予防、早期発見、治療及びフォローアップと、職場の環境改善に係る対策を講じる。

4.2.7 その他

- (1) 応急業務と優先すべき通常業務を継続するために必要な職員をあらかじめ指定しておくなど、所属職員が従事しなければならない業務を明確にしておく。
- (2) 勤務時間中に発災した場合は、職員や来庁者が被災する可能性もあることから、負傷者の救出や応急手当などの措置が行えるよう、必要な機材（バール、のこぎり、ジャッキ等）や備品（救急箱、三角巾等）の備蓄に努める。
- (3) 職員は、地震等による自宅の被害を軽減し、確実に参集できるよう家具の固定や住宅の耐震化等に努める。

4.3 安否確認

各所属は、災害時において掌握する非常時優先業務を円滑に執行するため、業務従事職員を確保しなければならない。

このため、発災時には、まず、職員の安否確認を行い、参集可能な職員を把握し、業務の執行体制を確保しておく必要がある。

4.3.1 安否確認の方法

発災時における安否確認は、職員の携帯電話による「愛媛県防災メール」の安否確認機能によることを基本としている。ただし、携帯電話を持っていない等により未登録の職員については、各所属で作成している災害時の所属職員の連絡先、連絡方法及び配備体制等を記載した職員連絡体制に基づき、電話連絡により行うこととしている。

4.3.2 安否確認の実施手順

(1) 事前の対応

安否確認を円滑に行うため、次の事項については、事前に対応しておく。

- ① 携帯電話メールアドレスに「愛媛県防災メール」が配信されるよう、事前にメールアドレスを登録する。
- ② 「愛媛県防災メール」未登録の職員については、各所属において連絡先、連絡方法等記載した職員連絡簿を作成する。

(2) 安否確認の手順

安否確認は、次の手順により行うものとする。

① 職員の安否確認

- ア 県内で震度6弱以上の地震が発生した場合には、「愛媛県防災メール」から職員に対し、安否確認メールが配信される。
- イ 職員は、自身の安否情報及び登庁可否を入力し、報告する。
- ウ 各所属は、愛媛県防災メールに報告された所属職員の安否情報及び登庁可否情報により、状況把握に努める。
- エ なお、携帯電話を所有していないなどの理由により、メールによる安否確認ができない職員については、電話によるものとする。

愛媛県防災メールによる安否確認メール

安否確認メール 愛媛県内で震度6弱以上の地震が発生するなど、必要な場合に全職員に安否確認メールが配信されます。

1. メール内のURLをクリックします。

2. 登庁の可否、ご自身の安否を報告してください。

※以下の項目から選択してください。

- 参集可否
参集済、30分以内、1時間以内、2時間程度、4時間程度、参集不可
- 安否状況
無事、負傷等、不明、その他

3. 報告内容を確認して、送信してください。

4. 報告完了です。

② 職員の家族の安否確認

- ア 非常時優先業務に従事するため、家族の安否を確認する余裕のない職員について、所属長は、他の所属員に対し、当該職員に代わって家族の安否確認を行うよう指示することとする。
- イ 家族の安否確認ができない職員は、所属長の了解を得たうえで帰宅する。この場合、家族の安全が確保できた時には、所属長に報告のうえ、参集等の指示を仰ぐこととする。
- ウ 勤務時間内に発災した場合など家族の安否を確認する必要がある場合に備え、職員は、家族間でメールや災害用伝言ダイヤルなどを活用した連絡方法を確認しておくものとする。

4.3.3 チャットツールの活用

「愛媛県防災メール」による安否確認のほか、携帯電話を用いた「LoGoチャット」の活用により、所属職員間等の報告、連絡、相談など意思疎通や情報共有を図るものとする。

4.4 指揮命令系統の確立

災害時に組織を維持し、業務を迅速かつ適確に執行していくためには、所属の指揮命令系統を確立しておくことが重要である。このため、所属長の被災や出張などによる不在により長時間連絡が取れず、指示を仰ぐことができない場合に備え、各所属における指揮命令系統を確立しておく。

4.4.1 決裁者不在時の代理者

災害対策地方本部長である地方局長が事故や不在等の非常時には、地方局長が登庁するまでの間、地域産業振興部長、健康福祉環境部長、農林水産振興部長、建設部長の順でその職務を代理することとしている。

また、支部長である支局長が事故や不在等の非常時には、支局長が登庁するまでの間、総務県民室長、税務室長、総務県民室主幹、総務県民室防災対策係長の順でその職務を代理することとしている。

なお、地方局事務決裁規程等において、各所属の決裁者に対する代決者（第1次代決者及び第2代決者）が定められている。

4.4.2 職務の代理

意思決定権者が不在の場合の職務の代理は、次の方針により行うものとする。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 発災時に意思決定権者と連絡が取れない場合には、予め定めた順序でその職務を代理するものとする。② 意思決定権者が勤務地に参集できない状況にあっても、連絡がとれ指示を仰ぐことが可能な場合は、その職務の代理は行わない。なお、この場合、業務継続に支障がないよう通信手段を確保し、連絡を密にするよう留意する。 |
|--|

4.4.3 発災時の対応手順

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 発災時に各所属は、指揮命令系統を確保するため、速やかに意思決定権者の安否を確認する。② 確認が取れなかった場合及び参集が困難な場合は、他の幹部と連絡を取り「職務代理の方針」に基づいて職務の代理を行う。 |
|---|

4.4.4 その他

参集体制を確保するため、地方局長、支局長等が不在の場合でも、24時間365日対応が可能なように、代理者を含めた夜間・休日の当番表を作成している。

4.5 市町災害対策本部への連絡員（災害時情報収集職員（リエゾン））の派遣

東日本大震災では、市町村庁舎が被災し、市町村の行政機能が著しく低下し、被災状況の把握ができない事態が生じたことから、県では、平成 25 年 3 月に「愛媛県災害時情報収集職員派遣要領」を策定し、災害対策本部地方本部又は支部が、必要に応じて被災市町へ連絡員を派遣し、市町が大規模な被災により災害対応能力を喪失した場合においても迅速かつ適切な支援を実施することとしている。

4.6 広域応援受入体制の確保

南海トラフ巨大地震等の大規模災害が発生した場合に備え、県内外からの人的・物的支援を受け入れる際に中心となる「広域防災拠点」を選定するとともに、支援の受入体制や手順等を定めた「愛媛県広域防災活動要領」を平成 27 年 3 月に策定している。また、他県等と様々な応援協定を締結している。

4.7 民間事業者等との連携

県では、南海トラフ巨大地震等の大規模災害が発生した場合に備え、様々な分野の民間事業者等と災害時における応援協定を締結している。発災時には、協定内容を踏まえ、民間事業者等へ協力内容を伝達する。

そのため、各部局においては、実際の発災時に円滑に協力依頼が行えるよう、平常時から訓練等を通じ、連携に向けた意思疎通を図ることとする。

【大規模災害時における民間との協定一覧】

- 帰宅困難者支援に対す支援協定
- 食料・飲料水・生活物資等の調達に関する協定
- 交通輸送に関する協定
- 応急復旧に関する協定 等

4.8 業務執行体制確保の発災時の対応

南海トラフ巨大地震が発生した直後の職員の確保や長期間に及ぶ非常時優先業務に適確に取り組んでいくため、速やかに業務執行体制を確保する必要がある。

発災からの時間経過毎の対応は次のとおり。

時間経過	対 応 手 順
発災直後	<p>○勤務時間内に発災した場合</p> <p>◇安否確認 →所属長は職員の安否確認を行い、幹事課を通じて地方司令部（室）へ報告 →所属長は職員の家族の安否確認の実施にも配慮</p>
	<p>○勤務時間外に発災した場合</p> <p>◇安否確認 →自己及び家族の安否確認後、自動参集 →職員は愛媛県防災メールにて安否応答、登庁可否の報告</p> <p>◇職員参集 →「危機発生時の職員行動基準」により全職員が自動参集し、所定の場所で業務に従事</p>
発災直後 ～ 数時間	<p>◇指揮命令系統の確保 →各所属は速やかに意思決定権者の安否を確認し、指揮命令系統を確保する →意思決定権者と連絡が取れない場合は、あらかじめ定めた順に職務を代行する</p> <p>◇職員の安否確認状況 →各所属は職員の安否確認状況を取りまとめ、地方司令部（室）へ報告</p> <p>◇職員の参集状況の把握 →各所属は職員の参集状況を取りまとめ、地方司令部（室）へ報告</p> <p>◇市町災害対策本部への連絡員（災害時情報収集職員（リエゾン））の派遣</p> <p>◇津波避難ビルへの避難者の受入れ</p>
数時間後 ～ (随時)	<p>◇職員の配置調整 →従事可能職員の不足により、非常時優先業務の執行が困難と予想される部局は、南予地方司令部総務班及び八幡浜地方司令室に対し他部局からの職員の配置調整の要請を行う →南予地方司令部総務班及び八幡浜地方司令室は、他部局の職員参集状況等を勘案し配置調整を行う</p> <p>◇応援受入体制の確保</p> <p>◇民間事業者等との連携</p>
数時間後 ～ 1日	<p>◇交替勤務体制の整備 →長期間に及ぶ非常時優先業務に適確に対応できるよう、職員の交替勤務体制を整備</p>